

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受理番号	116	受理年月日	令和2年10月22日
件名	福祉医療制度の拡充		
要旨	<p>京都市は2020年7月2日以降、歳入歳出の抜本的な見直しを検討する、持続可能な行財政審議会を開催し、歳出面では社会福祉を含む市民サービスのカットを検討課題に挙げていると報じられている。検討資料である本市で実施している任意事業（主なもの）を見ると、京都市民、とりわけ患者、子育て世代、学童、老人、障害者、被災者等、社会的弱者を対象に実施されているサービスが軒並み検討対象に挙げられている。これらのサービスは全て、市民が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な施策である。千年以上という長い間、日本の首都であり続け、深く息づく伝統の中に新たな文化が生まれている世界有数の国際都市である京都市に住む市民の生活の中にしっかりと根付いている制度である。医療の分野では、老人医療費支給制度、重度心身障害者医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度、子ども医療費支給制度、重度障害老人健康管理費支給制度、学童歯対策事業という優れた制度が実施され、多くの患者がその恩恵を受けている。これがもしも廃止、改悪されれば、社会的な立場の弱い多くの患者が影響を受ける。これらすばらしい制度を2020年度以降も存続させ、廃止や制度改悪の検討を行わないでいただきたい。</p> <p>京都市を除く府内市町村では、妊娠中毒症等療養援護の制度が実施されている。京都市は2004年度から妊娠中毒症等療養援護の制度を廃止しているが、全国的に見ても実施していない自治体の方が少ないと思われる。京都市未来こどもはぐみプランでは子供が喜びの中で生まれ育ち、みんなが子育てに夢を持つことのできるまちを目指すとうたわれており、少なくとも早急に妊娠中毒症等療養援護の制度を復活すべきである。また、周産期のうつ病の重症化等も報告されており、疾病を限定しない医療費助成制度の創設が求められている。</p> <p>京都府保険医協会は2020年8月5日、京都府議会に対し、京都府の福祉医療制度の拡充に関する陳情書を提出し、下記3の(1)から(5)に記載した改善を陳情した。これらの制度を京都府の制度として実現できるよう京都府に働き掛けることを求める。また、京都府において実現できない場合であっても、京都市において独自に制度を拡充するよう併せて求める。</p> <p>ついで、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 京都市持続可能な行財政審議会において社会福祉を含む市民サービスのカットを検討課題に挙げられていると報じられているが、京都市で実施されている老人医療費支給制度、重度心身障害者医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度、子ども医療費支給制度、重度障害老人健康管理費支給制度は2020年度以降も存続させ、廃止や制度改悪の検討を行わないこと。</li> <li>2 京都府内他市町村では実施されているにもかかわらず、京都市では2004年度から廃止されている妊娠中毒症等療養援護の制度を早急に復活すること。</li> <li>3 京都市において、以下の福祉医療の改善を行うこと。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 妊婦、産婦、じょく婦に対する福祉医療制度を新設すること。 なお、制度設計に当たっては、対象は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで、自己負担金は無料、所得制限はなし、給付方法は現物給付とすること。</li> <li>(2) 重度心身障害者医療費支給制度、重度障害老人健康管理費支給制度の対象について、内部機能の障害は身体障害者手帳3級の交付を受けた患者まで拡大すること。</li> <li>(3) 子ども医療費支給制度の入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料又は200円を上限とすること。すぐに無理な場合であっても就学前までの入院外医療における自己負担金について200円を上限とすること。</li> <li>(4) 2017年12月末まで難病法に係る特定医療費助成制度の法別番号54の旧実施機関番号501に該当していたが、2018年1月から制度対象外となった患者について、法別番号54と同様に一部負担金で受診できるよう福祉医療制度を新設すること。</li> <li>(5) 公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書、臨床調査票等の作成費用について、医科診療報酬点数票B009診療情報提供料(I)並みの金額(2,500円)まで助成(患者へ還付)すること。</li> </ol> </li> </ol>		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		